

令和4年2月24日

郡市区等医師会 御中

大阪府医師会  
(公印省略)

予防接種法施行令の一部を改正する政令及び予防接種実施規則  
の一部を改正する省令の公布等について

平素は、本会事業の推進に格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。  
厚生労働省の標記通知等に関し、日本医師会より通知がありましたので下記の通りお知らせいたします。  
貴会におかれましてはご了承の上、会員医療機関へのご周知をお願い申し上げます。

記

今般、コミナティ筋注5～11歳用が新型コロナウイルス感染症に係る予防接種として、予防接種法上に位置づけられたこと等、本年2月10日に開催された「厚生科学審議会予防接種・ワクチン分科会」の審議結果を踏まえ、厚生労働省より各都道府県知事等宛て標記の通知2件がなされ、本会に対しても情報提供がありましたのでご連絡申し上げます。

本改正により、予防接種法施行令においては、新型コロナワクチンの接種を受ける努力義務について、妊娠中の者は対象とし、12歳未満の者は対象としないこととされております。

また、予防接種実施規則では、コミナティ筋注5～11歳用の初回接種（1・2回目接種）の実施方法として、「生理食塩液1.3mLで希釈し、18日以上の間隔をおいて、0.2mLを2回筋肉内に注射する方法」が追加されております。

なお、接種間隔については、同実施規則では許容されうる最短間隔として18日が規定されていますが、「新型コロナウイルス感染症に係る臨時の予防接種実施要領」（「新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の実施に関する手引き」において、原則3週間としています。

関連通知「「新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の実施について（指示）」の一部改正について」も併せて、ご連絡いたします。

【参考・日本医師会通知掲載ホームページ/メンバーズルーム】

<https://www.med.or.jp/login.html>

[https://www.med.or.jp/doctor/kansen/novel\\_corona/009135.html](https://www.med.or.jp/doctor/kansen/novel_corona/009135.html)

【担当】  
大阪府医師会地域医療1課  
(06-6763-7012)